

青森県報

第四千四十六号

平成二十七年
九月十一日
(金曜日)

目次

告 示

障害福祉サービス事業者の指定.....(障害福祉課) : 一

公 告

財務会計オンラインシステム用プリンタ賃貸借契約に係る

一般競争入札.....(情システム課報) : 一

大規模小売店舗の変更の届出.....(商工政策課) : 三

右 同.....(同) : 四

建設業者の許可の取消し.....(県三八地域局) : 五

右 同.....(同) : 五

人事委員会

平成二十七年身体障害者を対象とした青森県職員採用選

考試験公告.....(職員課) : 六

公安委員会

警備員の検定合格者審査の実施.....(保安課) : 九

告 示

青森県告示第六百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指 定 年 月 日
	株式会社ピリフケアサポート	青森市浪打二丁目一四の三	行動援護	ピリフケア訪問介護八戸中央	平成二十七年九月十一日
				八戸市類家四丁目八の一	

公 告

財務会計オンラインシステム用プリンタ賃貸借契約に係る一般競争入札の次とおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

財務会計オンラインシステム用プリンタ 一式

二 賃貸借期間

平成二十八年二月一日から平成三十三年一月三十一日まで（ただし、この契約に

係る予算の削減又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。(一)

三 納入期限及び設置場所 入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号(物品等の競争入札参加資格)の一、又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十七年十月五日午後一時までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十七年十月二十二日午前十時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟三階B会議室

平成二十七年十月二十二日午後二時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十七年年度の契約金額とする。ただし、平成二十八年年度から平成三十一年度までの契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、平成三十一年年度の契約金額は落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Monochrome Laser Printer 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

10:00 a.m. October 22, 2015

3 Contact point for the notice:

Information Systems Division
Department of Planning and Policies

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
三沢堀口ショッピングセンター
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
JA三井リース株式会社 東京都品川区東五反田二丁目一 の二 代表取締役 安田義則	JA三井リース株式会社 東京都品川区東五反田二丁目一 の二 代表取締役 高橋則広	平成二七・六・三五
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	

三 届出年月日

平成二十七年八月十一日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十七年九月十一日から平成二十八年一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン平賀

平川市小和森上松岡一九三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 大門淳

DCMホームマック株式会社

札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一

代表取締役 石黒靖規

NTTファイナンス株式会社

東京都港区芝浦一丁目二の一

代表取締役 前田幸一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 内田和明	平成 二五・五・六
株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 松井博史	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 堀江泰文	二七・五・三
株式会社ヨコキチ 秋田県大館市字大町六八 代表取締役 横井伸一		二四・二・元
株式会社IC・NET 山形県寒河江市本町二丁目八の三 代表取締役 最上修		二五・五・八
有限会社すとう 弘前市大字土手町七二の一 代表取締役 須藤豊一郎	変更無し	
株式会社セリア 岐阜県大垣市外濑二丁目三八 代表取締役 河合宏光	株式会社セリア 岐阜県大垣市外濑二丁目三八 代表取締役 河合映治	二六・三・八
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 中山章	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 羽牟秀幸	二四・一〇・二五
株式会社Don Don Up 岩手県盛岡市菜園一丁目三の六 代表取締役 岡本昭史		二五・三・三

坪田修 黒石市ぐみの木三丁目一の三	変更無し		
株式会社WING 平川市吹上高田九四の六 代表取締役 岩淵貴之	変更無し		
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二丁目一の二 代表取締役 鶴羽樹	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二丁目一の二 代表取締役 鶴羽順	二六・六七	
ホームツク株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の二 代表取締役 石黒靖規	DCMホームツク株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の二 代表取締役 石黒靖規	二七・三一	

四 届出年月日

平成二十七年八月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び平川市役所

2 期間

平成二十七年九月十一日から平成二十八年一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、平川市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大西工務店

二 代表者の氏名 大西 丈夫

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字下毛沢向一三の六一三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一三四七号

五 取消年月日 平成二十七年八月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大西工務店

二 代表者の氏名 大西 丈夫

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字下毛沢向一三の六一三

- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二二二）第 二二四七号
- 五 取組年月日 平成二十七年八月十七日
- 六 取組しに係る建設業の許可
土木、建築、大工、とび、土工、調理工物、塗装、つねせり、組屋、水道施設
工事業に係る特定建設業の認可
- 七 取組しの原因となった事象
平成二十七年七月三十一日登記建設業専ら登記の工事業を継承した法人が、田中
らとの競合された。このことが、建設業法第十九条第一項第四号の規定に違反す
る。

人事委員会

平成27年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

平成27年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施する
ので、公告する。

平成27年 9月11日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

- 1 試験の種類及び程度
 - (1) 種類 身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験
 - (2) 程度 高校卒業程度
- 2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容
受験者は、「一般事務」及び「教育事務」の2職種のうち第2志望まで選択する
ことができる。

試験職種	採用予定人員	職 務	内 容
一般事務	3人程度		知事部局の本庁又は出先機関及び病院局において 一般事務に従事する。

教育事務	2人程度	県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育 行政機関において一般事務に従事する。
------	------	--

市町村立の小・中学校に配属になったときは、当該市町村の職員の身分で勤務
することになる。

3 受験資格

- (1) 次のすべての要件を満たす者
昭和61年 4月 2日から平成10年 4月 1日までに生まれた者
身体障害者手帳の交付を受けている者
自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能なる者
活字印刷文又は点字による出題に対応できる者
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。
 - ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けるこ
とがなくならない者
 - ウ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過
しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府
を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加
入した者

4 試験の日時、場所及び合格発表

試 験	試 験 日 (開始時刻)	試 験 会 場	合 格 発 表	
			発 表 日	発 表 方 法
第1次 試 験	11月 8日 (日) (午前 8時45分)	青森県総合社会 教育センター	11月13日(金)	受験者全員に合否 を書面で通知するほ

第2次試験	11月下旬	青森県総合社会教育センター	11月下旬	か、合格者の受験番号を青森県庁及び県内各地域県民局等の掲示板に掲示する。また、青森県職員採用案内のホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 (http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html)
-------	-------	---------------	-------	---

注 災害等により試験の延期や開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、青森県職員採用案内ホームページへの掲載等により知らせる。

5 試験種目及び内容

試験種目	内容
第1次試験	<p>教養試験 公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。(40題、2時間) (出題分野：社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等)</p> <p>適性検査 公務員としての適性について、質問紙法による検査を行う。</p>
第2次試験	<p>作文試験 一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容(論理性・思考力)、表現・国語力を評価)</p> <p>面接試験 人物について、個別面接により試験を行う。 (積極性、協調性、堅実性、表現・態度等を評価)</p>

なお、点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。

6 配点の基準

第1次試験	第2次試験		合計
	作文試験	面接試験	
100	40	150	190
			290

7 最終合格者の決定方法

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の総合得点により決定する。

8 受験の手続及び受付期間

(1) 試験案内(受験申込書)の入手方法

配布場所で入手する場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各地域県民局地域連携部(県内各合同庁舎正面受付)、各地域県民局地域健康福祉部、西北地域県民局地域農林水産部(鱸ヶ沢庁舎)、青森県東京事務所、本県の各県外情報センターで配布する。
郵送で請求する場合	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、人事委員会事務局に請求すること。
ダウンロードする場合	青森県職員採用案内のホームページからダウンロードができる。

(2) 受験申込方法及び受付期間

持参又は郵送により申し込む場合

受験申込方法	直接持参する場合	郵送する場合
	受験申込書には、必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、また、所定の方法により作成した受験票には、住所・氏名を明記の上、これらを人事委員会事務局に提出すること。	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書し、直接持参する場合と同様に作成した受験申込書と受験票を封入し、簡易書留で当人事委員会事務局に郵送すること。

受付期間	9月14日(月)から10月2日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の休日は受け付けません。 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 郵送の場合は、10月2日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。
受験票の交付	受験票は、10月13日(火)に発送する。 なお、10月19日(月)までに返送されない場合は、速やかに当人事務委員会事務局まで連絡すること。

インターネットにより申し込みの場合

受験申込方法	青森県職員採用案内のホームページを経由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。 なお、具体的な手続き方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認すること。
受付期間	9月14日(月)午前8時30分から9月25日(金)午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
受験票等の交付	10月13日(火)に青森県職員採用案内のホームページに「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、第1次試験前日までにこれらを必ず確認し、所定の方法により「受験票」及び「写真票」を作成すること。

注、いずれの場合も、申込受付期間終了後の試験職種又は志望順位の変更は認めない。

- 9 採用予定日
平成28年4月1日

- 10 試験結果の開示
この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類を持参の上、当人事務委員会事務局へ直接請求すること。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の休日は受け付けません。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点(総合得点)及び順位	第1次試験合格発表の日から1月間	青森県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点(総合得点)及び順位、第2次試験の試験種目別得点並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1月間	

【受験者本人が請求する場合に必要な書類】
受験票又は本人であることを証明する書類(身体障害者手帳、運転免許証、学生証、旅券等)
【受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類】
受験者本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類(法定代理人自身の運転免許証、旅券等)並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本又は抄本等)

また、希望者には、郵送により試験結果を通知するので、希望する場合は、第1次試験当日に、82円切手を貼った宛先明記の通知用封筒(長形3号)を持参すること。

- 11 初任給その他の給与
初任給は、137,600円程度(平成27年4月採用の高校新卒者の場合)であり、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

公安委員会

青森県公安委員会告示第百三号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査、以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成二十七年九月十一日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十七年十一月五日（木）午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

- 1 空港保安警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であつて同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者
- 2 空港保安警備業務に係る二級の審査 空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

- 3 施設警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備

（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

- 4 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

- 5 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

- 6 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

- 7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等危険物運搬警備（次号において「核燃料物質等危険物運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

- 8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

- 9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

- 10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予 定 定 員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十名

四 審査の申請手続

- 1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

平成二十七年十月一日（木）から同月二十日（火）までの間（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定

する休日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証(以下「旧合格証」という。)(を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合にあつては(一)又は(二)に掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあつては(一)及び(二)に掲げる書面の全てをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円分の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項
(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課

電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭